



施設開放のご案内

平素より、本校の教育活動にご理解を賜り、誠にありがとうございます。

令和4年度学校開放事業として、下記のとおり施設を開放いたします。使用を希望する団体は、下記に基づいてお申し込みください。昨年度ご利用いただいた団体の方も、今年度はご案内をお送りいたしませんので、こちらのホームページの必要な様式をダウンロードしてお申し込みをお願いいたします。

なお、使用承認後であっても、本校の教育活動上やむを得ず使用承認を取り消すなど変更させていただく場合がありますので、ご了承願います。

申込みに必要な様式等は、本校及び東京都のホームページからダウンロードできるほか、本校の経営企画室窓口でも配布しております。

本年度は、本校生徒の部活動が多く予定されていることから、ご利用できる機会が減少いたしました。ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

記

1 開放施設

グラウンド、テニスコート（1面）

2 開放日及び時間

(1) グラウンド

① 開放日

令和4年5月21日（土）、7月3日（日）、12月4日（日）、
令和5年3月5日（日）

② 開放時間

9：00～12：00、13：00～16：00

③ 駐車場

1台まで

(2) テニスコート

① 開放日

令和4年5月21日（土）、5月22日（日）、7月3日（日）、12月3日（日）、
12月4日（日）、
令和5年3月5日（日）

② 開放時間

③ 9：00～12：00、13：00～16：00

④ 駐車場

1 台まで

3 使用料 無料

4 施設使用の手続き

(1) 団体の登録申請

施設を使用できる方は、都立学校施設開放事業使用団体として登録された団体(以下「登録団体」という。)となっております。登録団体となるためには、別添の「登録申請書」及び「登録団体構成表」を提出し、登録を受ける必要があります。

提出期限は令和4年4月20日(水)、提出方法は、郵送または本校経営企画室へ持参とします(提出期限必着)。手続終了後、登録団体には、「都立学校施設使用団体登録証」を交付します。

*「施設使用団体登録証」の有効期間は1年間ですので、再度の登録申請が必要です。

(2) 登録団体の要件

体育施設使用登録団体となるには、次の要件を満たす必要があります。

ア おもに都内に在住・在勤・在学する者で構成された10名以上の団体

イ 指導統括を行う20歳以上の責任者がいる団体

ウ アマチュア・スポーツ活動を目的としている団体

エ 営利を目的としない団体

オ 団体運営が計画的、組織的、民主的に行われ定期的にスポーツ活動を行っている団体

(3) 施設使用の申し込み

施設を使用するには、開放施設、開放日時の中から使用希望日時を選んで、別添の「開放施設使用申込書」(以下「使用申込書」という。)に記入の上、本校に提出する必要があります。

提出期限は令和4年4月20日(水)です。「登録申請書」と併せて「使用申込書」を提出いただいても構いません。提出方法は、郵送または本校経営企画室へ持参とします(提出期限必着)。

(4) 施設使用の決定

同一の施設使用日時を複数の登録団体が希望している場合は、本校が調整して決定します。決定次第「都立学校開放施設使用承認書」を郵送します。

(5) 管理指導員の選出

登録団体の中から管理指導員を選出していただきます。管理指導員の服務等については、本校から別途ご通知いたします。

(6) 貸与物

施設を使用する際に、開放施設別に次のものを貸与します。

ア グラウンド：ライン引き、サッカーゴール、ベース、その他学校と協議の上承認されたもの

イ テニスコート：テニスネット、その他学校と協議の上承認されたもの

(7) 都立学校開放施設の使用に関する条件及び施設の使用に関する決まりの遵守
施設を使用する登録団体には、登録証に記載された都立学校開放施設の「使用に関する条件」及び本校開放事業運営委員会が定めた「使用のきまり」を遵守していただきます。遵守いただけない場合には、使用承認を取り消すことがあります。

* 都立学校開放施設の使用に関する条件は、以下のとおりです。

- ① 責任者は、使用日時に使用団体に同行する。
- ② 責任者は、管理指導委員との連絡を密に行い、管理指導員の指示等を使用者に周知徹底させる。
- ③ 学校敷地内は、禁煙とする。
- ④ 使用者は、使用承認された施設以外の場所への立ち入りは厳禁とする。
- ⑤ 使用後は、直ちに設備を現状に回復し、使用箇所・施設の清掃を行うこと。
- ⑥ 使用者が出したごみ等は、使用団体が持ち帰ること。
- ⑦ 使用者相互の呼び出し、連絡等に学校の電話を使用することはできない。
- ⑧ 使用者の事故等に対しては、その団体の責任において適切な処置をとること。
- ⑨ 施設等を破損した場合、管理指導員に申し出、使用団体が責任をもって速やかに原形に復すること。特殊な破損については、東京都教育委員会生涯学習スポーツ部社会教育課と協議することもできる。
- ⑩ その他、登録団体は、施設開放事業実施要領及び各学校の開放事業運営委員会の定める使用の決まりに基づいて、開放施設を使用する。
- ⑪ 登録及び使用申請に虚偽の事項があった場合、使用の停止及び登録の取り消しをする。
- ⑫ 開放事業運営委員会は、使用状況等から特に必要と判断した場合は、使用を取り消すことができる。
- ⑬ 使用者は保険に加入すること。

施設開放に関する問い合わせ先

東京都立世田谷総合高等学校 経営企画室
電 話 03 (3700) 4771
ファクシミリ 03 (3700) 0866

